

令和 7 年 第 1 3 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 7 年 7 月 8 日（火）午後 1 時 3 0 分

場 所：教育委員会室

教育長	内 野 雅 晶
教育長職務代理者	天 野 安喜子
委員	森 本 勝 也
委員	伊 藤 真 弓
委員	松 山 隆 之

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	木 村 美由紀
	教育指導課長	大 川 千 章
	学校施設課長	栗 間 大 介
	教育相談センター長	百 々 和 世
	統括指導主事	田 中 将 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	中 尾 隆
	同 主査	樽 川 翔 平

内 野 教 育 長	開会時刻 午後１時３０分 ただいまから、令和７年第１３回教育委員会定例会を開催します。よろしくお願いいたします。 本日は、１名の方から傍聴の申出がありました。事務局は傍聴人を入室させてください。 それでは、日程第１、署名委員を決定します。本日は、森本委員と松山委員にお願いします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 はじめに、第３８号議案、江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定についてを審議いたします。 内容について、事務局から説明をお願いいたします。
飯田教育推進 課 長	ご説明申し上げます。今回のこの規則の制定につきましては、先立って条例改正がございました。内容といたしましては、改築中でありました下鎌田小学校の改築が終わりましたので、新しい校舎の住所を定める旨の条例改正を行ったところでございます。第２回区議会定例会でそのように議決がされております。ただ、この条例上は、急な改築スケジュールの変更が出た場合を見越しまして、施行期日は規則で定めるということになってございます。今回、改築の関係の日程が確定をいたしましたので、規則を制定させていただきまして、この条例の施行期日を定めるというものでございます。お手元には江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則ということで、縦書きのものはお配りしてございますが、資料の一番最後の行をご覧くださいますと、施行期日は令和７年８月１日とするというふうに記載がございます。８月１日付で下鎌田小学校の位置を旧の住所から新しい住所に変更させていただくというものでございます。 説明は以上です。
教 育 長	この件に関しまして、何かご質問、ご意見などはございますでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、第３８号議案は原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長	それでは、原案のとおり、決定いたします。 次に、第３９号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてを審議いたします。内容について事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	お手元には新旧対照表をお配りさせていただきましたが、先に口頭でご説明をさせていただきます。 今回の規則改正につきましては、夏季休暇という休暇の取得期間の変更に伴うものでございます。この夏季休暇という休暇につきましては、７月１日から９月３０日までの間に、いわゆる夏休みのような形で、フルタイムの職員でいうと５日間お休みを取れる、いわゆる年次有給休暇のほかに夏に休暇を取得できるという制度でございます。 数年前、コロナ禍の頃は、夏になかなか夏季休暇を取得するいとまがなかったということで、７月１日から９月末日であったものを２か月ほど延長したことがございましたが、それはコロナの対応が終わって一旦戻りました。しかしながら、やはりこの夏場の時期に休みを調整しながら取るというところで、この７、８、９の３か月間だけですと、なかなか取りにくいという声もあったものですから、今回、区長部局もそうですが、区全体としまして、このいわゆる夏の休暇の取得期間を７月１日から１０月末日まで１か月延長するというのを、試行的にやってみようということになりました。これに伴いまして、こちら新旧対照表で申し上げますと、付則の第七条に第三項を追加いたしまして、今年度限り、令和７年度限り、夏季休暇の取得期日の末日を９月３０日から１０月３１日と改めるというものでございます。 説明は以上です。
教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見等ありましたらお願いいたします。
天 野 委 員	意見ではないんですけど、一般的というか、私から見ても長くなれば、分散型になっていいんだろうなど。基本的な部分、夏はというところもあるのでしょうけれども、これでリスクというのは何もない、１か月長くすることで、こういうことももしかしたらあるかもねなんていうのがあったものだったのですか。
教育推進課長	リスクは特にありません。ただ、元々の趣旨が夏季休暇という名前のとお

	り、夏場に休暇を取って、家族旅行等々しようという趣旨でありますので、元々は秋の季節は入ってなかったのですが、この期間が長くなったとしましても取れる日数は同じでありますので、特段、運営上のリスクはないというところでございます。
天 野 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	ほかにご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	では、ほかになれば、第39号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり、決定いたします。 続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 初めに、教育委員会後援名義の使用承認について、事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	それでは、教育委員会後援名義等使用申請一覧をご覧ください。今回、7回目の後援名義申請となりまして、行事名は、第10回オータムコンサートであります。申請者は、楽夢音という楽団の団長になりまして、楽夢音につきましては、小松川高等学校の吹奏楽部の卒業生による楽団でございます。事業目的は、祖父母世代から子ども世代まで気楽に来場でき吹奏楽の良さを楽しめる演奏会を開催し、江戸川区の音楽教育・音楽活動の発展に貢献するというものでございます。実施日時は、令和7年11月23日（日）、会場はタワーホール船堀大ホール。事業の対象としましては、主に江戸川区民であります。経費の徴収や賞状・副賞等はありません。 次のページに企画書を添付させていただいております。事業の目的につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。内容としましては、中段以降にございますように、令和7年11月23日ということでコンサートを行うものでありまして、演奏曲目にございますような、こういった楽曲を提供する予定です。

	次のページが予算書になりますが、収入につきましては、基本的には楽団の団員の皆さんの団費、また演奏会費ということで徴収したものを充てるといってございます。 説明は以上です。
教 育 長	ありがとうございます。 それでは、この件に関して、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。
天 野 委 員	教えていただきたいんですけど、江戸川区にある都立の学校の卒業生が、無料でこうやって開いていただけるすばらしい企画だなと思っております。逆に、中学校を卒業する、した方々と、基本的に年齢層高い方で、後援は教育委員会、江戸川区とか違うところのもっと大きい、大きいといったら変ですよ、何か教育委員会に絞られてるところというのが、ほかにも江戸川区の中で後援に並べられるお名前というのがあるんですか。教育委員会だけなんですか。
教育推進課長	江戸川区で後援を出しているのは、江戸川区の後援と江戸川区教育委員会の2種類になります。
天 野 委 員	江戸川区も入っているんですね、後援には。
教育推進課長	後援は二つが出せますけれども、申請いただいているのは教育委員会だけになりまして、区の後援というところは取得されていないというふうに聞いています。
天 野 委 員	なんかもったいないというかですね、やっぱり皆さんに知ってもらい、教育に絞らなくてもいい企画なんじゃないかなと思ったものですから。ありがとうございました。
教 育 長	ほかにご質問等ありますか。
伊 藤 委 員	初めてこのコンサートを知ったんですけども、ちょっとこれは7回目ということなんです、タワーホールがたくさんになるくらい来場者はいらっしゃるのでしょうか。

教育推進課長	直近で行いましたのが、今年の春のコンサート、スプリングコンサートで ありました。同じくタワーホールの大ホールでありましたけれども、約70 0名入場があったとお伺いしてございます。
伊 藤 委 員	ほぼいっぱいな感じで。ありがとうございました。
教 育 長	ありがとうございました。 ほかにご質問等ありましたらお願いいたします。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、ほかになれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、いじめ電話相談（令和7年6月分）について、事務局から説明をお 願ひいたします。
百々教育相談 センター長	6月分のいじめ電話相談の受理状況につきまして、ご報告させていただき ます。6月は2件ございました。 学齢別・男女別としましては、小学1年生男子児童に関することが1件、 小学4年生男子児童に関することが1件の、計2件でございます。相談の内 訳は持ち物に関することでございます。相談者は、2名とも母親となります。 以上でございます。
教 育 長	何かこの点について、ご質問等ありましたらお願いいたします。
天 野 委 員	この内容、お話いただけるところで構いませんので、ちょっと教えていた だきたい。この内容と解決できているのかどうかということも含めてお話い ただけるとありがたい。
教 育 相 談 センター長	内容といたしましては、1件は持ち物がなくなってしまったということ、 複数の物がなくなってしまったということでの相談が1件でございます。も う1件がノート関係のものが糊付けされてしまったということが複数回起 きたというところの相談でございます。両方とも今、学校のほうで対応中で ございまして、1件につきましてはその事象が落ち着きつつあります。

天 野 委 員	もう一度掘り下げてお伺いしてしまうのですが、物がなくなったとか、そういうところの中で、学校を超えて、こちらのほうにご連絡いただいたというのは、学校の対応なのか、そういった問題があったからというところがあるのでしょうか。
教 育 相 談 セ ン タ ー 長	2件とも学校の対応についての苦情、ご相談というところではございません。対応のほうはしていただいているということで話がありました。
教 育 長	ほかに、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ほかになれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 それでは、以上をもちまして、令和7年第13回教育委員会定例会を終了いたします。
	閉会時刻 午後1時42分